

令和8年度勝浦町橋梁定期点検業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、勝浦町が実施する令和8年度 勝浦町橋梁定期点検業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の6に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

第3条 対象橋梁

本業務において、対象とする橋梁（以下「対象橋梁」という。）は、勝浦町が管理する橋梁のうち、別添に記載された橋梁とする。

対象橋梁の状況によって、足元条件、安全対策その他の業務の内容に変更が生じる場合は、発注者と協議した上で、設計の内容を変更するものとする。

第4条 適用（準用）基準

本業務は、道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局：令和6年3月）（以下、「点検要領」という。）により実施するものとし、必要に応じて次に掲げる基準を準用するものとする。

- ・ 道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)
国土交通省 道路局：令和6年3月
- ・ 基礎データ収集要領（道路橋）令和6年版
国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年8月
- ・ その他関連基準等

第5条 貸与資料等

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・ 道路台帳
- ・ 橋梁台帳
- ・ 過去の点検記録
- ・ その他関連図書

第6条 管理技術者

管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- (2) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- (3) コンクリート診断士
- (4) 土木鋼構造診断士

第7条 点検員及び診断員

本業務に従事する橋梁の点検員及び診断員は、前条に規定する資格のほか、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年度国土交通省告示第1107号）に基づいて技術者資格登録簿に登録された資格のうち、対象橋梁の橋種（鋼橋またはコンクリート橋）に対応した資格を有する者でなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

第8条 業務内容

(1) 現地踏査

点検に先立って、対象橋梁の状況、近接手段及び交通規制の要否等を現地にて調査しなければならない。

(2) 点検及び診断

点検は近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うものとする。

点検の結果は、点検要領に定める判定区分により、部材単位での健全性の診断及び橋梁単位の健全性の診断を行うものとする。

なお、発見された損傷が詳細調査を行わなければ健全性の診断が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を点検表に記録することとする。また、点検時に、うき・はく離等が確認された場合は、必要に応じて（道路利用者及び第三者被害予防の観点から必要と判断された場合）適切な応急措置を実施し、応急措置後の結果を基に健全性の診断を行うこととする。

(3) 記録

点検及び診断の結果は、点検要領に定める点検調書様式及び過去の点検記録様式を踏まえた上で、健全性の診断の結果並びに応急措置の内容等を記録し、維持・補修等の計画を立案する上での基礎資料としてとりまとめを行うものとする。

(4) 関係機関との協議用資料

交通規制をとまなう場合その他本業務を実施する上で必要と認められる場合は、交通管理者、道路管理者、河川管理者、鉄道会社その他の関係機関と十分に事前協議を行うものとし、協議にあたっては事務処理に必要な資料の作成を行うものとする。

第9条 安全対策

本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

第10条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は3回を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者が立会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間打合せ（1回）
- ・ 成果品納入時

第11条 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるものを提出するものとする。

- ・ 報告書（A4 チューブファイル綴じ） 1部
- ・ 電子納品媒体 CD-R（エクセル・PDF・SFC等） 2部（正副各1部）
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

第12条 その他

- ・ 本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- ・ 本業務において採用可能な点検・診断に関する新技術について検証を行うこと。